

第 1 5 9 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 午前 9 時 3 9 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 2 5 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	欠	5	岡本 岩男	出
職務代理者 (7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	原 始禧
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	農地担当課長 竹田 了久	主幹 佐藤 孝司
	担当課長補佐 逢坂 篤之	担当課長補佐 橋本 聡実
	主査 浦上 和彦	担当係長 藤村 博之
	主事 森上 諒佑	

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 申 請 等 | (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について |
| | (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について |
| | (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転) |
| | (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸) |
| | (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について |
| 報 告 | (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について |
| | (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について |
| | (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について |
| | (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について |
| | (5) 農地改良届について |

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第159回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

3番 ^{おおもり}大森 ^{ゆうじ}勇二 委員、9番 ^{こんどう}今東 ^{とくお}徳雄 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正があります。

「第159回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、3ページ中区5番の譲受人住所 「岡山市倉田」を「岡山市中区倉田」に訂正してください。

同じく5条申請について、3ページ中区6番の譲受人住所 「岡山市中仙道一丁目」を「岡山市北区中仙道一丁目」に訂正してください。

また、4月に転用許可の議決をした案件のうち、中区桑野の露天駐車場を目的とする案件 及び 東区九幡の露天駐車場を目的とする案件は、面積が3,000㎡を超えていましたので、4月30日に県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたことを報告します。以上です。

議長 それでは申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約3.2ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1ページ2番、前回保留の案件で、増反による所有権移転です。受人は現在、約38アール耕作する会社役員兼農業者です。

前回の審議では、受人は赤磐市在住であり、農機具の運搬や保管場所、現耕作地

(南区曾根)の状況、保有していない農機具(コンバイン)のリース先など、もう少し詳細に確認する必要があることから、保留となっていたものです。

これについて、地区担当の推進委員及び事務局で、受人に確認しました。

まず、農機具については、田植え機、トラクターは赤磐市の受人の母所有の倉庫を拠点に、コンバインは中区赤田の知人から借りて当該知人の倉庫を拠点に、それぞれ現耕作地(南区曾根)及び申請地(東区升田)へ運搬するとのことでした。

次に、現耕作地の状況については、受人は田植えと稲刈りを農地所有適格法人に作業委託をしており、草刈りや出荷は受人が行っているとのことでした。

今回の申請地については、繁忙期には一部農作業を知人に手伝ってもらおう予定ではあるものの、あくまでも受人が主体で耕作を行うとのことでした。

上記の調査結果をもとに、5月16日の東区協議会で協議を行ったところ、各委員から、受人の自宅(赤磐市)から申請地まで距離があり、農機具の運搬などで営農上非効率ではないか、兼業農家でもあり、繁忙期には人手不足で一部農作業を知人に手伝ってもらおう予定とのことだが、将来的には申請地全体を農作業委託するのではないかと懸念する、などの意見がありました。

このため、今後、事務局立ち会いのもと、直接、受人から委員へ説明の場を設けて、疑問な点や懸念される事項を具体的に確認したうえで判断してはどうかとの意見でまとめ、東区協議会では、再度の保留意見となりました。

3番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、昨年から近隣の農家の指導を受けてブドウ作りを始め、4月からは就農者研修を受けており、少しずつ栽培面積を増やして、将来的には農業一本化を目指すというものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、8番は、譲受人が同一のため同時に説明します。増反及び借入地の取得

による所有権移転です。受人は現在、約9.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、新規農による5年間の使用貸借権の設定です。営農計画書によると、備前市の水稻農家である知人から指導を受けながら、農業機械を借りて水田として利用するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約74アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、農業者である弟から営農指導を受けながら、現在、休耕となっている自宅周辺の農地を取得して、水田や野菜畑及び果樹畑として利用し、収穫量が安定してくれば、将来的には出荷を目指そうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 2番から11番までの10件について審議した結果、事務局の説明のとおり2番については、再調査が必要との理由から保留意見、残る9件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から11番のうち、2番を保留、残る10件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 3ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区西川原一丁目建設業を営む法人ですが、土木工事の受注増加が見込まれ、既存の資材置場では不足するため、現資材置場の隣接地で、一体利用できる申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区松新町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、父所有の農地に隣接し耕作を手伝いしやすい申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は中区沖元の宗教法人ですが、参拝者用の駐車場が不足しているため、当社に近い申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は中区倉田で運送業を営む法人ですが、社員駐車場が不足しているため、事務所及び既存駐車場に近接した申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区倉田で建設業を営む法人ですが、自社で資材置場を所有しておらず、作業効率が悪いことから、本社に近く、交通アクセスもよい国道近くの申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は北区中仙道一丁目で建設業を営む法人で、中区倉田に資材置場を所有していますが、事業拡大により既存の資材置場では不足するため、現資材置場の隣接地で、一体利用できる申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするもので

す。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です

議長
原推進
委員
議長
全員
議長
浦上主査

中区協議会の協議の様様を原協議会長さん、ご報告お願いします。

1番から6番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、東区の説明をお願いします。

3ページ7番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、東区久保に事務所を置き、建設業を営む法人です。

事業拡大に伴い、型枠等の資材置場が不足しているため、事務所に隣接し、利便性の高い申請地に、露天資材置場及び露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で使用貸借権を設定します。現在一時転用中の案件です。

受人は、世帯が居住する宅地に離れを建築することになり、既存の駐車場部分がなくなるため、宅地隣接の申請地に一時転用許可を受け露天駐車場として利用してきました。今後も同様に利用するため永久転用許可を受けようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、住宅隣接で外に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、北区十日市西町の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、実家近隣で農業の手伝いもしやすい父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、昨年住宅を購入し居住していますが、宅地への進入路が狭く自動車が入らないため、隣接する申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、住宅隣接で外に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 7番から10番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から10番までの10件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、申請等(3)所有権の移転、(4)利用権の設定及び転貸てんたいを一括して審議します。

事務局から説明をお願いします。

森上主事 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(3)の所有権の移転については、東区分で5ページ1番、2番の2件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番は農地の所有者から財団へ、2番は財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等(4)の利用権の設定及び転貸については、中区は6ページ1番から4番までの4件、東区は7ページ1番から17ページ52番までの52件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)、(4)の岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

議長 次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 申請等（５）については、１８ページ１番から４番までの４件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から４番までの４件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１９ページ１番の１件で、転用目的は既存宅地の拡張で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、２０ページ１番から４番までの４件で、転用目的は、既存宅地の拡張１件、分譲住宅用地２件、露天駐車場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２１ページ１番から４番までの４件で、解約理由は、耕作目的が３件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２２ページ１番から３番までの３件で、内容は、農業用通路２件、農業用倉庫１件です。

報告（５）農地改良届については、２３ページ１番から５番までの５件で、内容は、育苗圃３件、普通野菜畑１件、果樹園１件です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 その他、何かありますか。

串田委員 ３条申請２番の前回保留分について、受人に確定申告時の農業収支内訳書を提出するよう依頼したい。

竹田課長 提出のお願いをすることは可能だが、提出しないからといって、許可しないというわけにはいかない。

大森勇二 事務局としても提出のお願いをすることはできるが、強制は無理だろう。あくま
委員 でもお願いレベルになると思われる。
議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。
全 員 ありません。
議長 それでは、これで終わりにしたいと思います。
本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議あり
がとうございました。
これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時25分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員